

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

酒類は私たちの生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化は私たちの生活に深く浸透しています。一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の問題であるのみならず、その家族へ深刻な影響を与え、飲酒運転や自殺、暴力、虐待などの重大な社会問題と密接に関連しており、その対策は重要な課題です。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進してアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、併せてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ることにより、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成25年12月に「アルコール健康障害対策基本法」（以下、「基本法」という。）が成立、平成26年6月1日に施行されました。

また、平成28年5月31日には、基本法に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定されました。

基本法では、都道府県は、地域の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされています。

このたびの石川県アルコール健康障害対策推進計画は、こうしたアルコール健康障害対策に関する動向や石川県の現状を踏まえ、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的に推進するために策定するものです。

#### 【アルコール健康障害対策とは（基本法第2条）】

アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

#### 【アルコール健康障害対策の基本理念（基本法第3条）】

- 1 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれら問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第14条第1項に基づき石川県が策定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」です。

また、「第7次石川県医療計画」、「いしかわ健康フロンティア戦略2018」と整合性を図って策定した計画です。

### 【都道府県アルコール健康障害対策推進計画（基本法第14条第1項）】

都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画（以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までとします。

なお、計画は、必要に応じて見直しを行うこととします。

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
国アルコール健康障害対策推進基本計画（第1期）					（第2期）			
					石川県アルコール健康障害対策推進計画			（次期）
					見直し			

### 【都道府県アルコール健康障害対策推進計画（基本法第14条第3項）】

都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

### <参考>

○第7次石川県医療計画（2018年4月）推進期間：2018年度～2023年度

○いしかわ健康フロンティア戦略2018（2018年4月）推進期間：2018年度～2023年度